

児童福祉法改正(令和7年法律第29号)の概要について

令和7年8月1日



(こども未来部子育て支援課)

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

(1)保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

(2)保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

(3)虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等(※)の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
(※)もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日(ただし、(2)②は令和8年4月1日、(3)②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、(3)③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。)

保育士・保育所支援センターの法定化

①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、保育人材確保策の強化を図る必要がある。
- 保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「保育士・保育所支援センター」(※)について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。
(※)令和6年10月1日時点において、46都道府県75か所で実施されている。

②改正内容

- 都道府県が、以下の業務を行う拠点(「保育士・保育所支援センター」)としての機能を担う体制を整備するものとする規定を設ける。※指定都市・中核市は努力義務。
 - ① 保育に関する業務への関心を高めるための広報
 - ② 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようするための支援
 - ③ 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助
 - ④ ①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- 保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力に関する努力義務規定を設ける。

(参考)沖縄県保育士・保育所総合支援センターによる包括的支援(令和7年度事業)

- 保育士・保育所総合支援センターを中心に、包括的に保育士の就労あっせん、現役保育士の定着促進及び離職防止、潜在保育士の復職支援を図り、待機児童の解消・待機児童を生じさせない安定した保育の提供体制を整備する。

(a) 保育士の就労斡旋及び相談支援等

(令和5年度就労あっせん実績:111人(うち潜在保育士54人))

① 保育人材確保及び就労支援相談

(保育士資格を有する者からの就職相談、保育所等からの求人に関する相談に応じ、必要な情報又は助言を行う)

② 人材バンク機能を活用した保育人材確保及び就労斡旋

(保育士資格を有する者のセンターへの登録を促し、その者に対し求人情報や研修等に関する情報を提供するとともに、職場復帰のための研修等復職に資する取り組みを実施)

③ 保育士募集及び保育士が望む労働環境、労務・経理面などに関する専門的な観点からの助言

(保育所等に対し、保育士の効果的な採用・募集方法や望まれる雇用条件、労働環境について、専門家を派遣又は講習などを通じて助言や提案を行う)

④ 市町村が実施する保育士確保関連施策の支援(離島町村の魅力発信のためのHP開設含む)

(市町村取組の周知等)

⑤ 県内外養成校への情報提供

(県内外の保育士養成校に求人情報や市町村等の取り組みに関する情報提供)

⑥ 潜在保育士を対象とした復職・新規就労のための座学及び現場体験プログラムの実施

⑦ 合同就職説明会の開催

⑧ 保育士の魅力発信と社会的重要性の周知活動

(県内保育士養成校や高校等におけるガイダンスの開催、ハローワークとの共催によるセミナーや保育園見学ツアー、職場体験などの開催)

(b) 労働環境改善支援

① 労働環境改善に関する相談支援

(保育士からの労働環境に関する相談、保育所等からの運営に関する相談に応じ、必要な情報の提供又は助言を行う)

② 社会保険労務士等専門家による助言・提案

(労働環境改善を希望する保育所に対し、専門家を派遣し、助言及び改善策の提案を行う)

③ 保育所等に対する労働環境改善に向けた取り組み事例等の情報提供

(保育所等に対し、保育士の労働環境改善に取り組む意義や取り組み事例等に係る説明・情報提供を行う)

④ ICT化を図るための情報提供

(活用事例等の情報提供を行う)

沖縄県保育士・保育所支援センター事業紹介及び社会保険労務士・産業カウンセラーによる相談支援(保育士向け)

1. センター事業の紹介

令和7年度 おき保
沖縄県保育士・保育所
総合支援センター!

事業の紹介

「沖縄県保育士・保育所総合支援センター」は、「誰もが安心して子育てができる沖縄県を目指し」沖縄県保育士確保対策強化事業を実施します。

保育士就労支援事業

- 保育人材確保及び就労に関する相談業務
- 保育人材確保を求める保育所等及び求職者への就労斡旋業務
- 復職や新規就労支援のセミナーや保育施設での体験プログラム
- 合同就職説明会の開催
- 保育士の魅力と社会的重要性周知業務
- 保育士確保に係る専門家による支援業務

労働環境改善支援事業

- 労働環境に関する相談業務
- 専門家による労働環境改善に関する相談支援
- 労働環境改善策のアドバイス等の提供
- 保育所等に対する情報提供
- 県内外養成校への県内保育所等及び求人情報の提供業務

市町村への支援

- 市町村への情報提供
- 市町村が実施する保育士確保関連施策の支援
- 小規模離島町村に対する支援

おき保 沖縄県保育士・保育所総合支援センター
〒901-0152
那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室
TEL:098-857-4001 FAX:098-857-4007
開所時間:月～金曜日 9:00～18:00 定休日:土・日・祝祭日
HP:<https://okihoku.com>

QRコード

労働環境改善・相談支援事業から
②相談ブースのご案内♪～保育士向け～

社会保険労務士・産業カウンセラーによる相談支援事業

保育士向け
相談無料

労働環境に関するお悩みを相談しませんか?
保育施設で働くあなたの相談支援事業
※事前予約制です
(相談ブース:火曜日 14時～17時)
アドバイス等の相談支援!!

当センター内に相談ブースを設置し
「保育士」の相談対応に努めています♪

□働く上で困っていることについて相談したい
□就業規則や労働条件等について相談したい(確認したい)
□ハラスメントについて知りたい
□制度について教えてほしい(同一労働・同一賃金、子の看護休暇・介護休暇・その他助成金等...)
□その他
etc...

相談対応の流れ
専門機関・労働基準監督署・沖縄働き方改革推進支援センター
・沖縄県女性就業・労働相談センターなど内容に対応した機関へ案内

センターに電話・来所
保育施設
保育士
・センター職員で対応
・県・市町村担当者との連携
・相談ブースへ案内
・専門機関へ案内
(内容により対応)

★相談対応は、約1時間以内! (内容により時間調整あり)★

私達が対応します
1. センター来所
2. 電話リモート
3. 申込書封

毎月3回:9ヶ月(随時受付)※火曜日:14時～17時
①14-15 ②15-16 ③16-17 ※事前予約制
担当社労士 R7.6月～R8.2月
池田和美氏: 6/10 (火)・7/8・8/5・9/2・10/7・11/11・12/2・1/13・2/3
平田勇次氏: 6/17 (火)・7/15・8/19・9/9・10/21・11/18・12/9・1/20・2/10
善平克恵氏: 6/24 (火)・7/29・8/26・9/30・10/28・11/25・12/16・1/27・2/17

令和7年度事業開始します!
是非、ご活用下さい!

★申込→QRコード or 電話で受付致します。労働環境改善・相談支援事業:城間★

社会保険労務士・産業カウンセラーによる相談支援

社会保険労務士・産業カウンセラーによる相談支援事業

令和7年度 相談ブース開設！
労働環境に関するお悩みを相談しませんか？

相談無料 **保育施設向け！** **※事前予約制です！**
(相談ブース:毎週火曜日 14時~17時)
令和7年度は6月スタート！相談支援に努めます！！

保育士の人材育成に困っている(相談したい)
 就業規則や労働条件等について相談したい(見直したい)
 指導の仕方に悩んでいる(ハラスメントと指導の違いについて知りたい)
 風通しの良い職場環境のつくり方を知りたい
 制度について教えてほしい(同一労働・同一賃金、子の看護休暇・介護休暇、その他助成金等…)
 その他 etc...

受付期間：令和7年6月～令和8年2月（随時受付）

お申込み方法
QRコードまたはURLからお申込みください！受付後、当センターよりご連絡差し上げます！（日程調整を致します）

ご相談方法

- 事前連絡
申込後、事前にお電話で具体的なご相談内容をお伺いします。
(内容によってはお電話で回答させていただく場合もございます)
- 相談方法
 - ①当センターにてご相談(来所)
(沖縄産業支援センター4階にある当センターへお越し頂きます)
 - ②電話にてご相談(zoomで対応)
(当センターへの来所はせずに、電話またはリモートで対応)
 - ③施設訪問にてご相談 ※フォローアップ事業へ

★ 相談対応：約1時間以内！（内容により別日程、時間調整あり）★
★ 保育施設で生じる課題をスムーズに解決するため相談支援に努めます★

毎月3回：9ヶ月（随時受付）※火曜日：14時～17時
① 14-15 ② 15-16 ③ 16-17 ※事前予約制
担当社労士 R7.6月～R8.2月

池田和美氏：6/10(火)・7/8・8/5・9/2・10/7・11/11・12/2・1/13・2/3
平田勇次氏：6/17(火)・7/15・8/19・9/9・10/21・11/18・12/9・1/20・2/10
善平克恵氏：6/24(火)・7/29・8/26・9/30・10/28・11/25・12/16・1/27・2/17

★ 申込 ⇒ QRコード or URLで受付致します。労働環境改善・相談支援事業：城間 ★

令和7年度 社労士チーム連携による相談支援事業

おき保 **保育施設向け！** **相談ブース 申込書**

申込 無料

令和7年6月～令和8年2月
※随時受付（相談ブース：火曜日 14時～17時）
右記QRコード(URL)からお申込みください。

ご相談方法、希望日、時間を入力し送信。
URL: https://rec.okihoiku.com/?page_id=40

QRコード

法人名 施設名		
申込者名	施設形態	<input type="checkbox"/> 認可保育園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育所 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業所 <input type="checkbox"/> その他
住所	〒()	
電話番号	メール	

●貴園の状況をお聞かせください。該当する番号に○印をお願いします。

Q1. 保育士（有資格者）の人数を教えてください。（人）

Q2. 契約している顧問社労士はいますか？（1. はい 2. いいえ）

Q3. 相談したいことを教えてください。（※複数回答可）

1. 保育士の人材育成に困っている（相談したい）
2. 就業規則や労働条件等について相談したい（見直したい）
3. 指導の仕方に悩んでいる（ハラスメントと指導について知りたい）
4. 風通しの良い職場環境のつくり方を知りたい
5. 制度について教えてほしい（同一労働・同一賃金、子の看護休暇・介護休暇、その他助成金）等
6. その他

相談したいこと等

①来所にてご相談（日程調整後、対応）
②電話・リモートにてご相談（来所はせずに、電話・リモートで対応）
③訪問にてご相談（日程調整後、対応）

◆ 沖縄県保育士・保育所総合支援センター内に相談ブースを設置しております。
◆ 働く環境を改善したい、見直したいとお考えの施設の皆様◆ お申込みお待ちしております。

沖縄県保育士・保育所総合支援センター
〒901-0152
那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室
TEL: 098-857-4001 FAX: 098-857-4007
開所時間：月～金曜日 9:00～18:00 定休日：土・日・祝祭日
労働環境改善・相談支援事業 城間・幸喜

地域限定保育士の一般制度化

①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「地域限定保育士制度」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回試験を実施。
- 保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。特に不足するおそれが大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようになることが必要。

②改正内容

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設する。
 - 都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等を添付して、「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請する。
 - 内閣総理大臣は、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、「試験実施方法書」を認定(※1)、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施。
- (※1)指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できるものとする(※2)。
- (※2)一般社団(財団)法人以外に判定に関する事務を行わせる場合、内閣総理大臣の同意を要することとする。
- 地域限定保育士の登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験(※3)がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられるようにする。
- (※3)1年間の勤務経験とすることを想定。

3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設

①制度の現状・背景

施行日：令和8年4月1日

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、0～2歳のこどものを対象に保育を行う事業。ただし、3～5歳のこどもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能。

(※)児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第六条の三(略)

②～⑨(略)

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

⑪～⑯(略)

(※)令和5年4月には、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳のこどものを対象とする小規模保育事業において3～5歳のこどもを受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができるよう、通知を発出。

- 平成29年からは、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域(成田市、堺市、西宮市)においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能とされているところ、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。

②改正内容

- 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、国家戦略特区の特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする。

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
- 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
(※)なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出(令和5年5月)するなどの対応を行っている。

②改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

一時保護委託の登録制度の創設について

①制度の現状・背景

施行日：公布から1年6月以内の政令で定める日

- 児童相談所における一時保護施設については、令和4年の児童福祉法改正により、設備・運営基準が設けられた。
- 一方で、一時保護委託先については、法律上、児童相談所長又は都道府県知事が「適當と認める者」への委託が可能な旨のみが規定され、制度上は特段の基準等が設けられていないことから、その質の担保が課題となっている。

②改正内容

- **一時保護委託については、下記の者に対してのみ行うこととする。**
 - ① 一時保護を適正に行うことができる者として**都道府県知事の登録を受けた者**(以下「**登録一時保護委託者**」という。)
 - ② **法律の規定に基づき、児童の福祉に関する業務や事業を行い、若しくは施設を設置する者**で一時保護を適正に行うことができる者(児童養護施設や里親等)
- 上記の都道府県知事の登録については、一時保護委託先の質を担保するため、**都道府県知事が条例で定める基準に適合しているときに登録できるもの**とともに、**欠格要件を設けること**とする。併せて、**登録一時保護委託者に対する報告徴収や基準への適合命令、登録の取消し等の監督規定等**を整備することとする。
- ただし、**児童相談所長等が自ら一時保護を行うことができず、登録一時保護委託者等に一時保護委託をすることができない場合**で、直ちに一時保護を行うことが必要なときは、2週間以内に限り、府令で定めるところにより、一時保護委託を行わせることができるものとし、併せて、これらの者に対して委託した児童の保護について必要な指示や報告を求める監督規定を設けることとする。

※ 本登録制度の創設に伴い、上記①の登録一時保護委託者を、こども性暴力防止法の義務の対象となる「学校設置者等」に追加する。

一時保護中の児童の面会通信等制限

①制度の現状・背景

施行日：公布から6月以内の政令で定める日

- 児童虐待防止法第12条では、児童虐待を行った保護者についてのみ面会通信制限等ができるものとされており、児童虐待が行われた疑いがある段階については、対象となっていない。
- こうした中、各児童相談所では、疑い段階の場合に、行政指導等として面会通信制限等が行われているケースがある。
- また、保護者と面会等ができなくなることは、対象となる児童への心理的影響が懸念されるところ、面会等制限を行う場合等について、児童の意見を聴く仕組みを設ける必要がある。

②改正内容

- 児童虐待防止法第12条において、**一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合**については、児童相談所長が**児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに面会通信制限を行えるもの**とすると規定すること等により、**保護者の同意なく面会通信制限が行うことができる場合を明確にし、適切な運用が図られるようにする。**
 - また、**一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合**について、**当該児童の保護者に対し児童の住所等を明らかにしたとすれば児童の保護に著しい支障をきたすと認めるときは、児童の住所等を明らかにしないものとする。**
 - さらに、**児童への意見聴取等措置(※)の対象に、児童虐待防止法第12条に基づく面会等制限を行う場合や行わないこととする場合を加えることとする。**
- (※)一時保護や施設入所等の措置を行う場合に、あらかじめ、児童の年齢、発達の状況等に応じて児童の意見又は意向を採らなければならぬとする措置。児童の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置を採ることができない場合は、措置を行った後速やかに意見聴取等措置を採らなければならない。